

39. 法人税法上の収益事業を開始した場合にはどのような届出が必要ですか？

① 収益事業開始届出書

収益事業を開始した場合には、開始した日から2ヶ月以内に、所轄の税務署に「収益事業開始届出書」を提出します。また、都道府県税事務所、市町村役場にも、「異動届出書」に収益事業開始届出書の写しなどを添付して提出します。

② 青色申告承認申請書

青色申告の承認を受けようとするときは、「青色申告の承認申請書」を作成し、収益事業を開始した日から3ヶ月が経過した日とその事業年度終了の日のいずれか早い日の前日までに所轄の税務署に提出します。

青色申告をする場合の最大のメリットは欠損金(赤字)が出た場合にそれを、翌事業年度以後10年間繰越すことができることです。(平成20年3月31日以前開始事業年度分は9年)また、30万円未満の減価償却資産(器具備品など)を1年間で損金(法人税法上の経費)にできるのも青色申告法人だけです。(ただし、年間300万円を限度とします。)

③ 提出する申告書

法人税法上の収益事業を行っている場合には、法人税、地方法人税、法人事業税、特別法人事業税、法人都道府県民税、法人市町村民税の6種類の税が課税されます。(消費税の課税事業者は7種類)

④ 申告書の提出期限

法人税、地方法人税、法人都道府県民税、法人事業税、特別法人事業税、法人市町村民税は、毎事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内に提出し、納付税額があるときは納付しなければいけません。ただし、定款で「事業年度終了日から3ヶ月以内に総会を開催する」と定めている場合などには、「申告期限の延長の特例申請書」を最初に適用を受けようとする事業年度終了日までに税務署および都道府県税事務所・市町村へ提出すると、申告、納付の期限を1ヶ月間延長することができます。ただし、この特例を受けて、法人税を納付した場合には、1か月分の利子税(利息相当額)がかかります。

法人税法上の収益事業を行う場合のNPO法人の手続(3月決算の場合)

	税務署	都道府県税事務所	市(町・村)役所
収益事業開始時	収益事業開始届出書 青色申告承認申請書	異動届出書	異動届出書
5月31日まで	法人税、地方法人税の申告・ 納付* (消費税の申告・納付)	法人都道府県民税、法人 事業税、特別法人事業税 の申告・納付*	法人市町村民税の申告・ 納付*

*「申告期限の延長の特例申請書」を提出した場合には6月30日まで(ただし消費税は延長できません)